

承認第 5 号

専決処分の承認について（関市都市計画税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 7 年 5 月 7 日提出

関市長 山下 清 司

専決第 7 号

関市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

関市長 山下 清 司

関市都市計画税条例の一部を改正する条例

関市都市計画税条例（昭和 32 年関市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改める。

附則第 13 項中「第 34 項まで、第 38 項若しくは第 45 項」を「第 33 項まで、第 37 項若しくは第 44 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。